

第 48 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 26 年 11 月 18 日(火) 午後 1 時から午後 2 時 45 分まで

2 開催場所

盛岡市中央通 1 - 1 - 38 エスポワールいわて 3 階 特別ホール

3 出席者

【委員 (11 名) 敬称略・五十音順】

齊藤 貢
佐藤 きよ子
佐藤 久美子
篠木 幹子
島田 卓哉
鈴木 まほろ
鷹觜 紅子
中村 学
平塚 明
松木 佐和子
由井 正敏

【事務局】

環境保全課 総括課長 松本 実
環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長 白澤 勉
県民くらしの安全課 総括課長 白岩 利恵子
自然保護課 自然公園担当課長 長坂 繁克
その他関係職員

【事業者】

株式会社グリーンパワーインベストメント

4 議事

(冒頭、事務局から、委員 15 名中 11 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。)

(1) 会長の選出について

由井正敏委員が会長に選出されました。

(2) 会長職務代理者の指名について

平塚 明委員が職務代理者に指名されました。

(3) 「(仮称) 住田遠野風力発電事業」計画段階環境配慮書について

[会長]

それでは議題、「(仮称) 住田遠野風力発電事業」計画段階環境配慮書の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(株式会社グリーンパワーインベストメント)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

県事務局から、事業者より説明させたいとのことですが、よろしいですか。
それでは事業者から説明をお願いします。

[事業者]

(事業者から事業内容等について説明がありました。)

[会長]

(資料として配付している)市町村からの意見はここでは出さなくてよいですか。見ておけばよいですか。

[事務局]

はい。それで結構です。

[会長]

分かりました。

事業者から計画全体の説明と事前質問に対する回答がございました。

これから審議と言いますか、本審議に入る前に今の事業者側の説明に関しまして新たな質問、あるいは再度の質問等があれば先に出して頂いて、しかしながら、希少動植物種で地域等が特定されるものはまた更にこの後にまわします。

それからもう一つは、配慮書に対する皆様の意見、質問ではなくて意見、それが主に知事意見を構成する大事な要素になります。その3つか4つに分かれますので、なかなか分けにくいところがありますが、適宜順番にやっていきますのでよろしくお願いします。

まず最初に、ただ今の事業者側の説明に関しまして、希少種の詳しい情報以外のもので質問がありましたらお願いします。

[島田委員]

配慮書の33ページになりますが、動物相の概要が出ていますが、下にある様々な既存資料を基にリストアップされたということですが、最も参考になるのは現地で行われている「平成23年度再生可能エネルギー事業調査」だと思います。それで確認されたものは、現実にそこにいるもので、そうでないものは、現実にそこに居るかどうか分からないと思うので、それがどれかを今ここで言うて頂く事はできますか。

[会長]

対象種はどれくらいになるのでしょうか。少数なら今ここで聞いてしまった方がいいですね。

[島田委員]

希少種になってしまいますが、コヤマコウモリとかイイズナがその現地調査で見つかっていますか。

[事業者]

環境省の事業として、先行してやらせていただいた調査は、動植物に関しましては猛禽類に特化しております。

鳥類のところに猛禽類で例えばイヌワシや、クマタカが含まれていますが、先生からご指摘いただいている種につきましては、先行調査での記載はありません。

[会長]

先行調査での確認ではないということですね。島田委員よろしいですか。他にございますか。

[齊藤委員]

ご説明があったかと思いますが、A3の資料の中の4ページ目の景観のところでお伺いしたいのですが、配慮書からA3の資料が変わって、身近な眺望点の中で、ピンクの丸が多分増えていると思うのですが、どういった理由で、別に人が住んでいるわけではないと思うのですが、選定した箇所は、どういった経緯でこれだけの箇所を今回追加されたのかをお示しいただきたいのですが。

[由井会長]

お願いします。

[事業者]

配慮書の方では、ご指摘の通り概略調査という事で、周辺の既存資料等で明らかになっている主的な眺望点、具体的には、A3資料で言うと青い丸の地域から景観について概略予測をしています。

A3の方に掲載してある資料に関しましては、その地点も含めてなんですが、今後その実際に方法書以降、今回であれば前倒しなんですが、実際に現地調査をして、予測評価で具体的に

どんなふうに風車が見えるのかという事を予測して評価をしていこうと考えている地点でございまして、その中にはそういった主たる眺望点以外に周辺にお住まいの居住地域からの見え方というものも予測地点に加えたいと思っております。その地点がこのピンク色の丸でございまして、これは具体的な居住地域にリンクしています。

[齊藤委員]

分かりました。ありがとうございます。

[由井会長]

はい。他にございますか。

[鷹嘴委員]

基本的なことなんですけど、事業区域を決めるにあたって住居、実際に住んでいるところから800メートル位を想定していますね。

今まで多くの事業をやられているかと思いますが、800メートルの距離感、それは今までの経験からどんな感じなのでしょう。

前は確か1キロくらいというのがあったかと思うのですが、800メートルは、なんか異様に近いような気がするのですが。

[由井会長]

はい、お願いします。

[事業者]

これまで国内で設置されている場所につきましては、近いものでは居住地から実際の風車の位置までの距離が200メートル300メートルという所も正直ございます。

今、鷹嘴委員がお話しされた点というのは、例えば騒音とか、そういったところからの影響という観点での距離感をおっしゃっているのではないかと思うのですが、環境省の方で環境影響評価法の対象になる前に実施されておりました検討会で資料が示されていますが、その資料の中で500メートルよりも近い風車に関しては苦情が出やすいというような資料がございまして。

その資料の中では、最大1キロ超える距離でも苦情が出てないわけではありませんが、数としてはかなり減ってくるというような資料が示されております。

今回、その800メートルという距離が十分な距離であるとは私共も考えておりませんので、実際に風車が見通されるのかどうかといった事を厳密に調査して予測・評価をしないと、厳密な評価を最終的には出来ないと考えています。

今回の配慮書の中では800メートルが十分という意味ではなくて、そういった過去の事例などを踏まえれば、非常に苦情などが出やすい距離感ではないと考えていて、今現在では、重要な影響としては、ある程度回避できているのではないかとこのように記載しております。

[鷹嘴委員]

分かりました。ただ、やはり出来上がってから、その地域の方が、あれ、何でうちからこうい

う物が見えるのだろうと言うような、そういう事態になりかねない事もあると思うんです。

ですので、その点をそこに住む方、周辺の方に対して、きちんとした説明を十分にお願ひしたいと思ひます。

[会長]

はい、よろしいですか。

どうぞ。

[篠木委員]

今の住民の方に対する意見とか、お願ひに加えて私もちょっと伺ひたいのですが、この事業を実施するにあたっては御社にも、それから岩手県にもいろいろな意義やメリットがあつて、実施されるのではなからうかと思はれるのですが、ここに住んでいる住民の方にとって、この事業はどういったメリットがあるのかお考へをお聞かせください。

[会長]

はい、お願ひします。

[事業者]

そもそも、いくつかの意義があるかと思ひます。

岩手県としては、震災後、再生可能エネルギー、復興の柱のひとつに掲げられている風力を具体的な努力目標に掲げられておりますし、そういった目標というのは地元市町村とも確認しあつています。

地域の住民の方に個別に、どういう具体的なメリットがあるかという観点に関しましては、それは市町村を通じた行政サービス等の充実に跳ね返ってくると我々は考へております。

我々には、日本全国で、いろいろな風力の事業計画があります。今まさに建設している現場や、運転している現場がありますが、地元の自治体なり、地域の方に受け入れられない限り事業はうまくいくものとは思ひていません。

地域の方にいかに受け入れられるか、そういったところを考へながら地域に根ざした事業を作り出していきたくと思ひております。

まだ配慮書の一番最初の計画段階で、今後は住民への周知を行ひながら、そこからひとつずつ人間関係を構築し、地元の主たる産業は何なのか、地域住民が求めているものは何なのか、それに対して企業として、また、風力事業としてどういった事をできるのか、一緒に何をできるのか、といったことを一個ずつ積み上げていきたくと思ひます。

具体的な話については、今後つめていくべき課題だと思ひております。

例えば、他の地域でどういう取り組みをしているかという話になると、地元森林組合と協力しながらそこで搬出された材料を地元の林業に活かしてもらふといった具体的な取り組みもありますし、そういったものは、現場それぞれにおいて今後つめていきたくと思ひております。

[会長]

よろしいですか。他にございますか。はい、どうぞ。

[島田委員]

一番最初の質問と関連して補足でもう一度お尋ねしますが、A 3 の資料で 3 ページに調査地点図が記されているんですが、ここで哺乳類のトラップ地点がありますが、これは先ほどの説明ですと、現況調査では猛禽類のみということでしたが、これはどういった意味ですか。

[事業者]

こちらの調査地点図は既存資料としてやられていたものではなく、今、私どもの方で前倒しとして実施している、現在調査しようとしている調査地点でございます。

本来ですと、配慮書の後に対象事業実施区域を設定して、方法書の手続きに入り、そこで具体的な現地調査の調査地点とか、調査期間等を御審議いただくのですが、今回はそういった手続きよりも前に出来る調査は開始しながら全体的な手続き期間を短縮するという、国の事業の中で前倒しをしながら進めていくというのがございます。今現在進めようとしている、一部開始している現地調査の地点が、今ご指摘いただいた 3 ページ目の調査地点でございます。

[島田委員]

では、まだその結果が出てきていないということですね。
了解いたしました。

[会長]

事前質問の事案の水質について、県の方からコメントがあるようですので、お願いします。

[事務局]

資料 3 をご覧いただければと思います。資料 3 の 3 ページ目に、本日ご欠席ではございますが、伊藤委員からの質問がございます。

配慮書通し番号 23 ページの関係でございます。

配慮書 23 ページに記載につきまして、遠野ダムが河川ではなく湖沼に該当するというのであれば、こちらの記載を河川の記載と別々に表記すべきであると下から 4 行目に記載されておりますので、湖沼について環境基準値が適用になっていないということは事業者さんご認識のとおりでその通りになるかと思うのですが、照合すべき基準値というのは、河川と湖沼では異なりますので、現在ですと、表の方で一番右の列に環境基準値 A 類型ということで一行で書かれていますが、湖沼を特出しで下の方にスペースが空いておりますので誤解を与えるような表現ということで別の表に分けて記載していただければ伊藤委員ご質問に答える形になるのではないかと思います。ということで事業者さんのお答えをお願いしたいと思います。

合わせて記載の中で、「(2) 湖沼」の A 類型における COD と SS の基準値が) 5 以上の記載誤りですとか、その場合、加えて修正していただきたいと思います。

あともうひとつ、下の方で配慮書の 24 ページに関するご意見もありまして、こちらも単位の記載もれということになると思いますが、次回以降の資料作成の際に、ここのプランクトンのところだけ単位の記載漏れがありますので、特出しでプランクトンのところはこれこれという形で記載していただければと考えております。よろしく申し上げます。

[会長]

何か回答ありますか。

[事業者]

ご指摘の通りでございます。そのように今後資料を改めます。

[会長]

はい、よろしいですかね。

それでは、また後で質問も出していただいで結構ですけど、順番に意見の方に移っていきたいと思います。とりあえず、一回締めます。

本編及び今日配付された資料等も見ながら質問、意見を出して欲しいのですが、ばらばらにやるとあちこち行くので、まず、事業の全体に対する意見とそれから無機質関係ですね。水とか騒音とかそれから生物関係、希少種を除く生物関係。それから最後に景観、人触れ関係という順番でこれから意見をまず取ります。

それが終わってから希少種の意見があれば再度非公開にして行いたいと思います。それでは、事業の概要全般に関しまして細かいところではなくて、事前質問もありましたが、それを受けて何か更にご意見がありましたらお願いします。配慮書に対する意見です。

よろしいでしょうか。

すみません。私のほうで一つ。

本編ページ7ですけれども、3の(1)検討対象エリアの設定のところの2つ目のポツのところに「岩手県や遠野市及び住田町の関係部署と連携を取りつつ事業化を検討しており、地域とのコミュニケーションが構築されつつある。」ということで、縦覧等の結果、遠野市さんからすでに意見が出てきております。住田町さんは意見なしということになっているのです。

ただ、地域とのコミュニケーションと言うのは、お役所だけではなく住民とかアセスに係わる意見というのは全国から取れるわけです。

そういうことで、特に今回の案件は住田町の別の開発事業と密接に関係するような位置にあります。普通、最後、準備書まで構成していく途中では周辺における開発事業との関係ということの内容に盛り込まないといけない。

ということで、それはこれからやられるということでもよろしいですか。開発事業との関係についての分析評価。事業者のお考えを。

[事業者]

その時点で公開されておりますアセスの経過などを参考にさせていただきながら、ご指摘のような複合的と言いますか、総合的な評価というものは検討していかなくてはいけないと考えております。

[会長]

本審査会の数年前、2回審議が終わった案件で引継ぎがありまして、その関係する近傍開発事業については、ずっとアセスが半ば続いています。それと今回の事業は多少地域的に近いので、やはり前の案件の事業者にも意見をぜひ聞いておいて欲しいと思います。

もし、中身が良く分からなければ後で事務局の方に聞いてください。
それでは、総体、概要についてはよろしいですね。
次は無機質関係です。はい、どうぞ。

[佐藤きよ子委員]

配慮書の 26 から 27 ページに水質のことが書いてありますが、事業実施想定区域及びその周辺のことなんですが、実際の地域の水質や土壌の状況というのは、この配慮書に書いてあるものとほぼ同じなんでしょうか。

[事業者]

今後、方法書以降、実際に現地で採水あるいは採土して調査していきます。

[佐藤きよ子委員]

はい、分かりました。

[会長]

他にございますか。

松木さんはシャドウフリッカーの質問を出していましたが、シャドウフリッカー、回転する影の問題はいいですか。事前の質問が出ていたようですが。

[松木委員]

先ほどの 500m 以内だと苦情が出やすいということのようでしたが、苦情というのは、具体的にどのようなものがあつたのか教えてください。

私も、どの程度、影の影響があるのか分からないものですから。

[事業者]

先ほど申しあげました 500 メートルというお話は風車の騒音の関係での苦情の話です。

風車の影に関しましては、距離感につきましては、国内のガイドラインではないのですが、海外ではおおむね風車のブレードの直径の 10 倍ぐらいの距離が影響範囲という風に記載されております。

今回の計画の現段階で想定される風車というのは、先ほどの A 3 の 1 枚目にもございますとおり、ローター直径としましては、約 90 メートルの風車の記載がございますが、例えば、この風車であれば大体 900 メートル位が風車の影の影響範囲として海外のガイドラインには記載がございます。

[松木委員]

といことは、800 メートルだと影響があるかもしれないということですか。

[事業者]

距離だけから考えますとそういうことになります。

ただし、その影は、日没ですとか、日の出とか、太陽がかなり低い位置だと影が長くなります。

そういった意味では、おそらく北側とか真南とか、北の側には、そこまでの影の影響が出ないと思いますし、そういった地形条件にもよりますので、そのあたりは、今回、こちらの影も評価報告に選定してまいりますので、そういった中で、地形条件に合わせてシミュレーションをしながら、具体的に影がかかる可能性がある地域というのがどこなのかというものを明らかにして、予測していきたいと思います。

[会長]

はい、他にございますか。無機質系。

分けにくくて、動物も人間も関係するので峻別はできないですが。

主として無機質。とりあえずよろしいでしょうか。

はい、それでは生物系で希少種以外の生物、生態系で何かご質問ご意見ありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

[平塚委員]

希少種ではないということで伺います。

本編 15 ページの複数案を設定しない理由というのは納得できません。

発電機の配置構造についての説明部分は一応理解できますが、本来、配慮書の複数案というのは前段の事業実施想定区域の設定にあたって、特にこの 2 行目で遠野市及び住田町を跨ぐ比較的広域な範囲から事業実施想定区域を絞り込むプロセスを経ているということは、そこで複数案があった思える、それをはっきり示すことが配慮書段階における複数案提示ではないかと自分は理解していたのですが、その点はいかがでしょう。

[会長]

はい、お願いします。

[事業者]

どのエリアから絞り込んでいくか、そういった観点の話もあると思うんですよ。

例えばこの事業区域の設定に至った背景としては、日本全国から適地を探していく中で、風力事業として必要な条件、つまり風が強く吹くのか、そこに風車という大きな機材を運ぶ道があるのか、そして、発電した電気を送る送電線があるのか、そういった観点をずっと調べながらいくつか候補地を見極めながら、更にこの現場におきましては環境省の委託事業の調査、猛禽類の調査も入ってますし、その猛禽類の調査を踏まえながら事業地の絞り込み、絞り込みという過程自身は環境省の配慮書の複数案の考え方に関して絞り込みも一つのやり方として出来るという考え方で、複数案ではないそういうやり方を認めるというガイドラインがありますので、それに従って、今回は配慮書を作成しています。

[平塚委員]

例えば、少しずらした所に似たような場所、あるいは候補地があったということではなくても

っとより広い範囲からほとんどここだという選び方をしたのでしょうか。

[事業者]

そうですね。より具体的に申し上げますと、由井先生が先ほどおっしゃった近傍の開発地点という観点に関しましては、方法書が既に手続きとして進められております案件があります。

その対象区域に関しまして、我々も平成 23 年度に委託された環境省の事業で、猛禽類の調査をしています。ただ、そこにつきましては、調査結果や先生方の意見を踏まえて、我々としてはそこは選定すべきでない判断してこの事業区に特化して、更にその事業区の中でもイヌワシの飛翔の頻度が高いところはすでに外して、更に今調査継続しながら、また必要に応じて区域の見直しも視野にいれながら事業の具体化を図っていかうと考えておりますので、配慮しなければいけないポイントをないがしろにしているわけではなくて、その示し方について、その複数案という考え方で、風車の機種、例えば 2,500 キロワットがいいか、3,000 キロワットがいいか、その辺はその事業の熟度を高めながら更に絞り込んでいくようになりますので、この時点で複数案という考え方では、今言った絞り込みを行っていることをご理解いただければと思います。

[平塚委員]

今のご説明でかなり分かりました。あえて言うなら、そこが分かりやすいようにもう少し書いていただければという意見です。

[会長]

今の質問に対する回答を踏まえて、方法書か準備書に何か絞り込むプロセスを書き込むのですよね。

[事業者]

ちょっとお聞きしたいところではあるのですが、過去にこういった経緯で事業者の方で選定から外してきたエリアで、今もう既に別の事業者さんが方法書として公開されている所はあります。

こちらに関して、この後で、私どもが出した配慮書の中に、そこは過去の選定から外した経緯を示すのはどうなのかというところで、今回はお示しませんでした。

[会長]

そうですか。あと 1、2 年でこれが準備書までいくわけですが、その間にむこう側が片付いていけば書けるのかもしれませんが、よくわかりません。

無理に書いて相手との摩擦が起きてはいけませんから、その辺は配慮して書くということだと思います。

ただ、私が最初に言ったのは、別の案件で風車ではありませんので。

[事業者]

そうですか。

[会長]

今の平塚委員のご意見は一般的な生物多様性に関する配慮を多分念頭におかれていると思いますが、いずれ絞込みの過程については、書き込んで後の書類では出していただきたいと思います。他に生物系でありますか。希少種以外に。

はい。どうぞ。

[島田委員]

コウモリにも配慮してくださいという意見です。

猛禽類に関しては非常に配慮されて事業計画を考えられているのが分かるのですが、バードストライクと同様にバッドストライクも非常にありうる、しかも希少種ですが、特に細かい具体的なことに係らないのでここでも言いますが、コヤマコウモリは、日本でも数箇所ではしか捕まっていなくて、今まで20個体位しか捕まったことがない非常に希少な動物です。

こういうものが居る可能性があるということですので、十分な調査をしていただきたい。

具体的には、各季節、各植生ごとの十分な捕獲調査で、出来れば、森林上空を飛行するような周囲についても、バットディテクターでの十分な調査を行っていただいて、特に希少な種類がどれくらい居るのか、バットストライクが生じないような配慮を、次の準備書や方法書では念頭において調査をしていただきたい。

[会長]

渡り鳥のレーダー調査のところにも書いていましたが、樹林が茂っているとレーダーが飛ばないので、何も把握できないということがありましたが、目指す前倒し調査の間で何か新しい手法が開発されれば、それは適用して結果に入れて欲しいと思います。

特に、夜に飛ぶ小鳥もコウモリも最終的なその種だという同定が捕まえないと分からないというところが難しい。

バットディテクターでも半ば近いところまでは分かるが種の同定が難しい、そこが問題が残っているだろうと思います。

私が最近やっているものでは、懐中電灯で強力サーチライトで夜に照らすと、かなり飛んでいるのが見えました。コウモリも鳥も。もっと原始的な方法でもできるのではないかと。飛んでいるかどうかですね。空間飛翔密度ですね。種類は、やはり、バットディテクターか捕まえるしかないと思います。

[島田委員]

補足ですが、最近、コウモリ、特に森林の中にいるコウモリが捕まりにくいのですが、それを捕まえるために、囀のルアー、音でおびき寄せるという手法も開発されつつあるようです。論文もいくつか読んだこともありますが、そういう事も参考にいただければと思います。

[会長]

はい、それでは生物系につづきまして、人間の人触れと景観関係でご意見ございましたらお願いします。

[鷹嘴委員]

景観ですが、風車だけが景観ではないと思うんです。

やはり、この間の現地調査の時にも感じたのですが、大型車両が対向してきた時にどうしてもすれ違いすらできないような状態で、実際、工事が入れば大型車両の擦れ違いというのが必ず出てくると思うのです。そうなった時に、おそらく大分地形的に自然を改変しなければいけないと感じたのですが、どういう改変の仕方をするか。それから、あと実際、工事が終わった後に、どのような、元に戻すまではいかななくても、(復元)するかということ、ずいぶん景観に対しても見方が違ってくるのではないかと思います。

ですから、そういったところの必ずしも風車だけでなく、風車を建設するに至る部分の景観の改変といいますか、そういったところについても十分にご配慮いただきたいと思います。

[会長]

この間、現地に行ったときに、事業者側はあまり切らなくても通ると言っていましたが、かなりのヘアピンカーブもあったような気がします。

そのあたりの配慮は、これからの課題ですか。

[事業者]

そうですね。一番改変を伴う可能性があるのは、ブレードを山の上まであげる時ですが、ブレード自身は、起立装置をかけながら上げますので、この間の現地視察の時に、尾根を上がって下る時に、林業作業の長いトレーラーがあったと思うのですが、ああいった車両で起立装置を使って風車を上げますので、そういう意味ではあの道は、立派な道です。

風力の現場を色々やっても、あれだけ立派な道はなかなかありません。なので部分的に拡幅することはあるかもしれませんが、あの道路を全部突いて改変していくという事はありません。

尾根に上がってそこから山の尾根に取り付ける道路、これは新しく作らないといけないのですが、そういったものも、なるべく尾根の平坦な所を狙いながら、のり面などが発生しないように努力して計画していきますので、なるべく工事中の景観への配慮、いじって改変しないようにこれから計画していきたいと思います。

[鷹嘴委員]

この間のブレードを載せる時とかも、そういうお話でしたが、たいだい基礎部分の生コンを敷設する時に、1日200台位の大型車が走行するだろうという、大体そんな感じですよ。そうしますと、必ず、1回に200台行って、待って、また200台戻ってくるという事ではなく、やはりすれ違いというのは常に生じる事だと思うんです。例えば、すれ違い部分の部分的な改変は、話を聞くと少しのような気がするのですが、実際に工事に入るとそういった部分は非常に多く必要になってくるのではないかとと思われる訳なんです。その辺の所を十分に配慮していただければと思います。

[事業者]

補足ですが、改変する際に、仮に法面が出来たら、そこは緑化していきますので、塚が残らな

い形で考えております。

[会長]

よろしいですか。

[鷹嘴委員]

はい、分かりました。

[会長]

私から一つですけど、景観といいますか、景観は、風車に関しては、ブレードが回転するとタワーが景観を阻害するかどうかということですけども、あとの希少種の関係で、別に名前は言いませんが、例えば、衝突回避のときにブレードに色とかマーキングを、あるいは、タワーを含めてマーキングをして鳥に認知させるというような事で、ブレードやタワーに色かマークを塗る場合に、景観の方からどういった問題がおきるか分かりませんが、この間、別の会議で、北海道では、広告、看板の関係ですかね、ビルディングに対して、マーキングか字を書く場合の大きさの制限があるのだそうです。それがたぶん風車にも適用されるのではないかということですが、岩手県では、風車の、特に国立公園の一種とか特別景観が守られているところ以外の普通地域に近いところで、風車のブレードに何かマーキングすることを規制する条例法律はあるのでしょうか。

[事務局]

自然保護課の長坂と申します。今現在そういった条例等はございません。

[会長]

はいそうですか。はいわかりました。参考になりました。

それでは、とりあえず一通り希少種以外は終わりますがよろしいですか。また後で思い出したらもう一回とります。

それでは希少種に関する意見、質問などがある方は事前に、あれば非公開にしますので手を挙げてください。ございませんか。そうですか。

わたしが一つあります。公開されている資料だからこれは非公開でなくてもいいです。私の質問は。他の方はよろしいですか。特にないですね。ではこのまま続けます。

一つだけですが、本編のページ37。ここに希少種、猛禽類の飛翔頻度分布図がありまして、非繁殖期なんですけど、ここの青マークのところと区域に関わる真ん中の左側に0.71と見えるのですよ。これは印刷ミスではないですよ。0.71ですよ。これが赤バックになっていないのはなぜなんでしょうか。

[事業者]

こちら、原著の資料である報告書の方から、既存資料の方から確認させていただきます。

[会長]

方法書でもこの図はまた出てきますか。

[事業者]

事業地選定の経緯としては、これそのものになるかどうかは分かりませんが、この資料を参考にしているというのは、経緯としては載せると思います。

[会長]

事実確認をして、資料に載せない場合は、方法書の本委員会における審査の寸前か、当日に、回答をください。正確な結果を。赤マークなのか、青マークなのか、印刷ミスなのか。

[事業者]

配慮書ですか。

[会長]

いいえ、配慮書は今日で審査が終わるので方法書で、ということです。
それでは、はいどうぞ。

[齊藤委員]

今の会長の話でちょっと気になって、次の38ページを見るとこちらの数値が同じように0.21以上が赤であれば、0.26、3.33も数値が正しいか、このへんも合わせて確認願います。

[会長]

そうですね。これはかなり重要な数値だからしっかりしないと審議ができない。

[事業者]

注釈のところに書いているのですが、単純な出現頻度でいきますと、調査の密度が低いところで、たまたま高い数字が高く出ることがあります。そういった観点で、単純に数値だけではなく2回以上の出現があったところで色づけしておりますので、それで今ご指摘いただいたところは青色になっていると思われま

[会長]

いずれにしても、これは配慮書段階ですので、最終的には準備書段階かもしれませんが、メッシュ別の観察時間ですよね。回数か時間。これがバックデータにないと評価できないので、それは後の書類で出して欲しいのですが、その時になって手戻りになると大変ですから、正確性を期してください。

今の説明、2回じゃなくて1回しか記録されていないので、頻度が上がっているのではないかと気づいていましたが、3.3回とか異常な数値もありますから、再度確認のうえ、後で審査委員が分かるように資料を整理してください。

ここまで一通りやりましたけれども、配慮書に対する意見あるいは質問で残りのものごさいますか。

はい、どうぞ。

[松木委員]

質問になってしまうのですが、例えば45ページの植生図を見ますと、ほとんどがカラマツの植林、林地だと思いますが、設置するところは、もう一つの葛巻の所を見たときにもお聞きしましたが、かなり広い面積を土台を作るために切る必要があると思うのですが、一箇所につきどれくらいの木を切るのかという事と、そういう植林地で木を切ったりすると、切った後で植生が変わるので、むしろ今まで見られなかった希少のものが出てくる可能性があると思います。

そのような事を事後で追って行って、出てきたときにどうするのかとか、植生が変わることによって、そこにコウモリが増えるだとか、そういう生物側の変化をこれだけ数が多くなると出てくるのかなと思うのですが、敷設後の環境変化に関する調査をどのように行っていくのかをお聞きしたいのですが。

[会長]

はい。お願いします。

[事業者]

風車の組み立てヤードのことかと思いますが、どの程度改変するか、整備するかというお話につきましては、なるべく最小面積に留めるように計画するのですが、現在具体的な概略設計の段階では、大体風車を建てるのに40メートル×50メートル、合計2000㎡このくらいを少なくとも改変する必要があるのではないかと考えています。

供用後の環境変化につきましては、準備書の段階で動物、植物、あるいは生態系の観点で、供用後にどのように生態系としての変化が生じるかは、実際に予測、評価をします。

ただし、生態系で言えば、例えば上位種とか典型種として設定したある種のところに重点化して評価するものでして、全てを網羅することはできませんが、そういった観点で予測に不確実性があると準備書段階で判断された場合には、事後調査の中で実際に生態系としてどうなったかということ調査することは考えられると思います。

[松木委員]

希少種についてもモニタリングしていくということでしょうか。

[事業者]

準備書の段階での予測評価に不確実性があると判断された場合には、事後調査で対応していくことになります。

[会長]

はい、よろしいですか。他にないですか。よろしいですか。

そうしますと、ただいま質問とご意見を伺いました。いずれにしてもまだ、系統連携や設置台数を含めて未確定の部分が多いので、今改変面積も確定しない状況です。だからなかなか分かりにくいところもあります。

方法書も来年の1月、2ヵ月後には出てくる予定となっていますので、その間に全ての規模、位置は決まらないと思います。

したがって準備書にかけて様々な情報を盛り込んで、それから新しいデータも盛り込んだしっ
かりしたものをまずは出して欲しいと思います。

しかも、経産省、NEDO の前倒し実証調査にも入っているわけですので、手戻りのないように
生態系、人間にとって安全であるという準備書をぜひ作って欲しい。

ということは、調査努力がたくさん短期間にいるということですがよろしくお願ひします。

他によろしいですか。なければこの事案につきましては、(3) につきましては終了します。

その他としまして (4) 情報提供がございますので県の方からお願ひします。

[白澤担当課長]

それでは、「岩手県内における再生可能エネルギーの導入状況」について、御説明します。

この再生可能エネルギーの導入状況につきましては、前回の審査会の際にも、個別案件ごとの
審査ではなくて、他に再生可能エネルギーの導入計画であるとか、全体的な計画状況等について、
事務局から情報提供してほしいとのご意見をいただいております。そこで、今回、県内における
「再生可能エネルギーの導入実績と計画」に関する情報提供をさせていただきます。

まず、「1 エネルギー別の導入量」をご覧ください。左側に「エネルギー種別」として、太
陽光発電、風力発電、地熱発電、水力発電、バイオマス発電、計。上段左側から「平成 22 年度」
を基準年として、現在の実績、そして 10 年後の「平成 32 年度」目標値を記載しております。

この目標値の設定に関しましては、「災害に強く持続可能な低炭素社会の実現」を目指して、
本県の再生可能エネルギーのポテンシャルとか、事業者の取組状況などを踏まえて設定している
数字です。

25 年度までの実績①と今年度運転開始した実績を合わせた実績計をご覧ください。目標値に
対し、太陽光発電や水力発電などの導入量はほぼ目標値に達しつつあります。一方、本県が全国
的に優位にある風力発電（1 割強 11.7%）や地熱発電（6 割強 63.3%）については、民間事業
者による新たな開発を一層促進する必要があり、県として、重点的に取り組むこととしていると
ころです。

現在の風力発電事業について、下の表に一覧で整理しております。当該案件「住田遠野風力発
電事業」については、下から 3 段目に記載してございます、現在配慮書の段階です。

また、昨年度方法書の審査を行った「高森高原風力発電事業」と「住田ウィンドファーム事業」
は上から 2 段目と 3 段目に記載してございます。平成 27 年度以降に準備書審査を予定して
います。その他の事業も備考欄に記載のとおり平成 27 年度以降に準備書の審査を予定して
いる旨を記載してございます。

次に、風力発電事業を含めたその他の再生可能エネルギー発電施設の立地計画状況については、
別紙にまとめてございます。凡例を下段に記載してございます。太陽光がオレンジ色、風力が黄色で
旗揚げしてございます。

運転中の施設は●で、計画中のものは★で示してございます。県内の主な発電施設を旗揚げして
いますので、ご確認願ひします。

以上、情報提供がございます。

[会長]

情報提供に関して、何か質問はありますか。

[篠木委員]

目標値についてですが、これは全国と比較して高いのか、低いのか、平均的なのか、この数値はどのように評価すればよろしいのでしょうか。

[白澤担当課長]

目標値については、先ほどもご説明しましたとおり、本県の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルや、事業者の取組状況なども踏まえて10年後の目標値を設定したものです。

各県によって、ポテンシャル等の地域事情も異なりますので、他県と比較してどうかといったコメントは控えたいと思いますが、本県の再生可能エネルギーは、特にも風力発電と地熱発電のポテンシャルが非常に高い状況にあり、全国でも2位の賦存量を有しておりますので、それらを踏まえた設定となっているということでございます。

[篠木委員]

分かりました。

[会長]

はい、それでは県は他にございませんね。委員の皆様も特にございませんか。

よろしいですか。

当面、審査会の開催は未定ですと書いてありますがすぐには無いということですか。

[事務局]

はい、当面はございません。

[会長]

はい、わかりました。それでは他に無ければ本日の会議は終了します。

どうも、ありがとうございました。